

---

令和3年度

# 町長施政方針

.....

令和3年3月

厚 真 町

---

(はじめに)

令和3年第1回厚真町議会定例会にあたり、新年度の町政執行に対する所信を申し上げます。まずは、町民の皆さん、町議会議員の皆さんに、町政諸般にわたり特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、日頃からのご精励に対し、深く敬意と感謝を表する次第であります。

新型コロナウイルス感染症が世界中で拡大する中、あらためまして、感染症により亡くなられた方、現在、治療を続けられている皆さまにお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、治療の最前線で尽力されている医療従事者の皆さま、感染リスクの中、暮らしを支える業務に従事されている皆さまに、心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

本町においては、昨年、小規模感染者集団が発生したものの、関係者のご理解のもと、迅速かつ適正な対応により幸いにも感染拡大にはいたりませんでした。町民の皆さんには、その後も日常にあつてさまざまな制約を受けながらも感染防止に努めていただいていることに対して、重ねて感謝を申し上げます。

北海道胆振東部地震から2年が経過した昨年末には、被災者向け公営住宅ならびに社会福祉法人が再建をめざしていた特別養護老人ホームおよび障害者支援施設等が完成し、被災者の皆さんにとっては、暮らしの再建に向けた大きな一歩となりました。社会基盤もこの間に復旧が加速し、統合簡易水道の再開など、目に見えて元の姿を取り戻しつつあります。

しかしながら、森林の再生や被災者の心の傷を癒すためには、まだまだ時間と支援が必要です。本町の自然環境を取り戻し、誰一人として取り残されることがないように、今後も関係機関や町民の皆さんと一致協力して、復旧・復興に向けた取組を丁寧に進めてまいります。

加えて、町民の暮らしと命を守る新型コロナウイルス感染症拡大防止対策、事業者への影響を最小限とするための経済対策、ポストコロナ社会（ウィズコロナ、アフターコロナ社会とも称されますが、以下においては「ポストコロナ社会」と称する。）を見据えた新たな生活様式への転換という緊急対策を講じながら、新たな価値観の受け皿として、また、安全な空間の提供という時代の要請に応じた、地方創生の新たな局面に積極的な政策展開を行ってま

いります。

町民の皆さんと関係機関の皆さんには引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげ、ここに令和3年度の主な施策についてご説明申しあげます。

## 平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興について

### (公共土木施設等の復旧)

最初に、公共土木施設等の復旧について申しあげます。

町が管理している町道および河川については以下に述べる箇所を除き、本年3月(令和2年度末のことを表します。以後同様。)までに復旧工事が完了しますが、北海道に代行委託している町道幌内沢線ならびに町が実施するウクル川および北海道に代行委託している日高幌内川および赤間の沢川が本年度完成予定となっています。

北海道が管理する道道については、本年3月までにすべて完成する予定であり、同じく河川については、厚幌ダムと日高幌内川が本年度内完成予定です。なお、日高幌内川上流の天然ダムは埋め立てが進んだことから、段波発生による下流域への危険性は解消されました。

関連して、国が直轄する砂防・斜面对策事業について申しあげます。

日高幌内川やチケッペ川、東和川など4溪流の緊急砂防事業については、本年度も引き続き、砂防堰堤の嵩上げなど恒久対策工事が進められます。

また、北海道が実施するシュルク沢川など10溪流の砂防事業と吉野地区と富里地区の急傾斜地崩壊対策事業については、本年3月までにすべて完成する予定です。

町が実施の宅地耐震化推進事業については、ルーラルビレッジ地区と新町パークタウン地区において、引き続き対策工事を実施してまいります。完成予定は、地籍調査を含めてルーラルビレッジ地区は令和5年度、新町パークタウン地区は令和4年度の完成をめざしています。

### (農林業関連施設等の復旧)

次に農林業関連施設等の復旧について申し上げます。

直轄災害復旧事業（勇払東部地区）は、厚真ダムの洪水吐や取水施設、放流施設の復旧作業が本格的に進められており、本年度も事業継続されます。用水路についても、厚幌導水路を主体に復旧が進められており、令和4年度以後に部分的な試験通水が行われ、令和5年に厚真ダムの試験湛水が予定されています。国営農業用水再編対策事業の再開は、直轄災害復旧事業の完了後となりますが、一日も早く安定的な農業用水が供給されるよう事業の円滑な実施を国に働きかけてまいります。

土砂の流入などにより被害を受けた農地155.31ha、農業施設62箇所への復旧については、他事業との関係で北海道が実施する一部工事に遅れがみられますが、本年6月までにすべて完了する見込みとなっています。

町が実施する林道につきましては、3路線23箇所の災害復旧工事のうち、本年3月までに19箇所が完了し、本年度は1路線4箇所の復旧工事を予定しています。

治山事業につきましては、北海道が実施主体となりますが、災害復旧事業などで計画している142箇所のうち、着手済みは92箇所、令和5年度の事業完了を予定しています。

### (被災地区復興の取組)

次に被災地区復興の取組について申し上げます。

北部山間地の幌内、高丘、富里および吉野地区の4地区については、昨年に取りまとめた地域再生計画に基づき、本年度は北部地域の災害時拠点避難施設を建設し、同時に、災害時の避難迂回路となる町道幌内左岸線の一部道路改良と新町富里線との接続に必要な調査・設計を実施します。また、同地区での生活再建を希望する方を対象とする小規模改良住宅を建設してまいります。

吉野地区については、災害復旧箇所の環境保全を図っていくとともに、今後の土地利用についても引き続きご遺族など関係者と協議を行いながら、将来的な土地利用構想について検討を進めてまいります。

住まい・暮らしの再建については引き続き、総合相談窓口を設置し、住宅再建や修繕などの相談・支援を継続してまいります。

被災記憶の継承分野では、第1に、デザイン検討を進めている北海道胆振東部地震慰霊碑などについて、ご遺族など関係者の意向を確認しながら、建立に向けた準備を進めてまいります。第2に現在、応急期の検証をもとに地域防災計画の改訂を行っていますが、あわせて震災記録・記憶を多くの方に読んでいただけるような構成で取りまとめてまいります。応急期あるいは復旧・復興へ向かう過程で起きたさまざまな出来事や取組は、自然災害が度重なる日本の今後の災害関連の制度設計やまちづくりに役立てていただけるものと考えています。勿論、現在編さんしている町史の中でも端的に記述してまいります。被災者がそれぞれの暮らしや生業において、どのような経験をし、どのような思いで震災を乗り越えていくのか、厚真町の次代を担う子供たちを含めて、後世にしっかり伝えていく役割をノンフィクション冊子に託してまいります。

第3に、吉野地区の景観形成はその一部としてすでに触れさせていただきましたが、日高幌内川・チケッペ川・東和川上流部、現厚真町庁舎などを震災遺構として、あるいは交流や植樹、研究の場として、どう生かしていくか検討してまいります。

以上が災害復旧・復興関連の主な取組であります。以降においては分野別行政施策の主なものや新規取組を中心に説明させていただきます。

## 令和3年度分野別行政施策について

### 人が輝くあつまをめざして

(子ども・子育て支援の充実)

最初に、子ども・子育て支援の充実について申し上げます。

子育て世代包括支援センターを中心に各こども園、子育て支援センターに

において、常に乳幼児やその保護者に寄り添いながら子育てや家族、社会参加などあらゆる相談に対応するとともに人とのつながりの場を提供し、また、乳幼児健診や発育相談などの機会を通じて、アウトリーチなどの継続的支援体制を構築してまいります。

子育て支援の中核を担う認定こども園は、第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画に掲げた「子どもの育つ力を伸ばす」を基本目標に、保育環境の整備や研修などを実施してまいりました。本年度からは、宮の森こども園の民営化を視野に入れ、先進的な取組を行っている民間法人から指導者を招へいし、また、先進的な民間施設での保育士の研修を通して、保育環境の改善や質の向上を図り、保護者や家庭との連携を強化してまいります。

#### (生涯学習の充実)

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

学校教育では、ICT教育支援員を配置するなど情報端末の教育的活用環境整備に努めてまいります。

学校施設では、上厚真小学校の登下校に使用する町道の改良工事、厚真中央小学校屋外プール更衣室の新設工事を実施するほか、厚真中学校グラウンドを公認陸上競技場に改修するための実施設計に着手します。

今後の地域振興やまちづくりにとって重要な教育機関である北海道厚真高等学校については、同校教育振興会への支援に加え、同校活性化促進事業として公営塾の開設準備を進め、魅力ある学校づくりを支援してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響で開催が延期された2020東京オリンピック・パラリンピックの本年開催にあわせ、本町でも聖火リレーやパラリンピック採火式が行われます。また、ホストタウンとして迎える大会でもありますので、将来においてオリンピックレガシーとして語り継がれるよう取り組んでまいります。

スポーツ施設においては、築後40年が経過し、老朽化が顕著なスポーツセンターアリーナ床面の全面改修工事を実施し、安全性と機能性の改善を図ってまいります。

(まちづくり人材の育成)

次に、まちづくり人材の育成について申し上げます。

これまで地域おこし協力隊や地域おこし企業人などの制度を活用し、起業型やリクエスト型により有為な人材の育成に努めてまいりました。昨年からは、経営パートナーや継承者育成を視野にいたした企業研修型を創設しましたが、地域おこし協力隊の獲得に関して地域間競争が激しさを増していますので、本年度からは、さらに選択されやすい環境を整えるなど、取組を強化してまいります。人が人を呼び、人と企業が出合い、既存事業者や町内の資源との化学反応が起きる好循環の創出をめざしてまいります。

(関係人口の創出)

次に、関係人口の創出について申し上げます。

震災や人口減少・高齢化により、本町は、地域づくりの担い手不足という課題に直面しており、イベントや観光に訪れる交流人口から一步踏み込み、地域と多様にかかわる「関係人口」の創出・拡大に積極的に取り組んでまいります。

現在、各課分散的に、多様に実施している関係人口関連事業については、窓口をワンストップ化し事業間の連携を図るとともに、町外からまちづくりに参画する人材が、町民と同様のサービスを受け活躍できる「(仮称) 関係人口登録制度」や、今後増加が予想される空き家などの遊休不動産の流動化や分譲地の販売・管理、関係人口創出関連施設の管理・運営など、官民協働で将来のまちづくりを担う組織となる「あつま型まちづくり会社」の設立について検討を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による働き方の変化や関係人口の受け皿としてのテレワーク・オフィス需要に対応するため、本年度、町に払い下げ予定の厚幌ダム事務所などを活用した住宅付きサテライトオフィスや、リモートワークの傍ら余暇も楽しむことができるワーケーション施設の整備を進めるとともに、既存を含めたこれら施設への進出企業誘致のためのプロモーションや支援を実施してまいります。

## 健やかで安心なあつまをめざして

(高齢者福祉・介護、障がい者福祉の充実)

次に、高齢者福祉・介護、障がい者福祉の充実について申し上げます。

本年4月からは、第8期厚真町高齢者保健福祉計画・厚真町介護保険事業計画および第6期厚真町障がい福祉計画・第2期厚真町障がい児福祉計画がスタートします。

本町の地域福祉計画の基本理念である「認めあい、つなぎあい、支え合うまち」の創造は、厚真町社会福祉協議会との連携のもと、地域包括支援センターを中心とした地域における見守り体制の充実や、認知症サポーターやボランティアなど必要な人材の育成、地域の皆さんを主体とする支え合いの仕組みづくりを進めながら、日常から災害発生時の支援体制の構築を経て、あらゆるケースマネジメントの実践へと歩みを進めてまいりました。

本来、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現をめざして行わなければならないと社会福祉法に定められておりますが、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備、その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、保健医療、労働、教育、住まいおよび地域再生に関する施策その他の関連施策との連携が重要です。

新たに狭間のニーズにも対応できるよう既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」にも注目していかなければなりません。

地域共生社会の理念は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方です。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地区

自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がります。

個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様なかかわりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能強化が求められています。

これからも「具体的な課題解決をめざすアプローチ」と「つながり続けることをめざすアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要ですが、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおけるさまざまな活動を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや穏やかな見守りといった双方の視点も欠かせません。コミュニティのなかでセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていくよう取り組んでまいります。

現在、市町村に求められている地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するためには、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う体制の再構築がその一歩となります。属性を問わない包括的な支援体制の構築を、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとして、社会福祉法に基づく新たな事業「重層的支援体制整備事業」が創設されました。前述の3つの基本支援に加えて、アウトリーチなどを通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成が求められており、本町も本年度から令和5年度にかけて必要な体制整備を段階的に進めてまいります。

また、介護人材の育成や確保に関する支援を充実させ、町内事業者の経営安定と要介護者の安心した暮らしが保障されるよう関係機関とともに取り組んでまいります。

まちなか交流館に設置している就労継続支援B型事業については、利用者の社会参画の拠点として、その関連機能の充実を図り、暮らしに生きがいと安心、そして利用者の拡大をめざしてまいります。

本年3月にはNPO法人ゆうあいネットあつまが運営するサービス付き高齢者向け住宅が完成します。昨年末に完成した被災者向け公営住宅など多様な住環境に戸惑いも感じられる中、引き続き厚真町社会福祉協議会配置のラ

イフサポート・アドバイザーと連携し、孤立を防ぎ、社会参加を促すなど訪問支援を継続してまいります。また、コロナ禍における支援として、ウェブ端末を利用した高齢者の見守りを試行していくとともに、医療・福祉事業者の感染症拡大防止などの取組を支援し、医療・福祉サービスの安定供給を図ってまいります。

#### （保健・医療の充実）

次に、保健・医療の充実について申し上げます。

北海道胆振東部地震から2年以上が経過する中で、被災者向け公営住宅の設置や住宅の自力再建が進んでいますが、癒されることのない被災体験や住環境の変化に伴い、心身全般の健康管理のあり方が、重要な課題となっています。特に、環境の変化に伴う不眠や被災体験からくるPTSD（心的外傷後ストレス障害）など、見過ごせない症状をお持ちの方を中心に、北海道臨床心理士会や厚真町社会福祉協議会などの関係機関と連携し、個別支援および地区支援を継続してまいります。

また、環境の変化や被災体験から日常生活が乱れがちでありますので、生活習慣病の重症化なども懸念されることから、健康相談、栄養相談体制の強化を図るとともに、町が実施する胃・大腸・乳・子宮がん検診の自己負担額を減額し、特定健診の未受診者対策の強化とがん検診の受診率向上を図り、町民の健康管理を強化してまいります。

平成28年度以来の食生活実態調査を実施し、子どもとその保護者の食生活の把握と分析を行い、適切な指導につなげるとともに、自ら「食」の大切さを考える機会となるよう取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症予防対策として、収束に向けて大きな期待が寄せられているワクチン接種については、町内の医療機関と連携して、集団接種を中心に早期に実施してまいります。また、ワクチン接種に関するコールセンターの設置や接種会場の感染予防など、さまざまな不安に応えられるよう万全を期してまいります。

(国民健康保険事業)

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本年度の国民健康保険事業特別会計における保険料は、激変緩和措置期間であります。医療費の自然増も見込まれており、北海道から示された納付金額をベースにしますと、昨年が続いて一人当たりの保険料額は増額となります。

今後も全道一律の保険料となるまで上昇が続くこととなりますが、それまでの間に、応益割、応能割の配分率や保険料もしくは保険税のどちらを選択すべきか検討を重ねてまいります。いずれにしても、国民皆保険のもと持続可能な社会保障制度の中核として、医療供給体制や負担の在り方など、国において幅広く議論されており、本町としてもその動向を注意深く見守りながら、丁寧な情報発信に努めてまいります。

## みのり豊かなあつまをめざして

(農業農村の振興)

次に、農業農村の振興について申し上げます。

本町農業の持続的発展を図るため、昨年示された国の新たな「食料・農業・農村基本計画」を基に、本町においても新たな視点に立った農業・農村づくりをめざし、第8次厚真町農業振興計画の策定に取り組んでまいります。

担い手対策については、引き続き担い手育成夢基金による新規参入者や農業後継者への各種支援に取り組むとともに、新農業者育成協議会や担い手研修農場・農業担い手育成センターを通して、地域おこし協力隊・農業支援員などの新規就農者を育成し、栽培技術研修から就農までの支援を総合的に展開してまいります。

これまでの施設園芸などによる労働集約型農業での新規就農支援に加え、今後加速化する農地の流動化を見据え、土地利用型農業への新規就農を想定した第三者継承やパートナー型共同経営法人のモデルケースの創出、町内の関係機関・事業者で組織される「特定地域づくり事業協同組合」の立ち上げ

による、農繁期・農閑期の年間を通じた安定的な就労環境と地域づくり人材の創出、地域での受け皿の確保へ向け、農業振興計画の策定において、これらの体制づくりに取り組んでまいります。

生産性の向上に向けては、引き続き町内においても普及が進むICT、IoT技術の導入、5G・ローカル5Gなど大容量通信規格の農業分野での活用へ向けた調査・研究に取り組み、さらなるスマート農業の推進を図ってまいります。

ハスカップのブランド化については、引き続き、地域団体商標および地理的表示保護制度・GI登録に向け手続きを進め、厚真産ブランドの確立と付加価値向上に向け、官民連携の取組を一層強化し、付加価値の評価および生産者利益の向上を図り、消費者や実需者の信頼と期待に応えてまいります。

#### (畜産の振興)

次に畜産の振興について申し上げます。

畜産の振興については、乳価と肉牛価格の高値安定を図るとともに、担い手の高齢化や労働力不足などさまざまな課題に対応するため、引き続き酪農経営安定対策事業や和牛経営安定対策事業を推進し、生産基盤の強化と経営の安定を図ってまいります。

伝染病CSF（豚熱）や高病原性鳥インフルエンザが全国の農場で相次いで発生しており、北海道においても緊急警報が発令されているなか、養豚業と養鶏業が盛んな胆振東部地域でも警戒態勢が強まっている状況にあることから、今後も関係機関と連携し、情報収集や定期巡回の実施など適正な飼養管理を徹底してまいります。

#### (農業農村整備事業)

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

道営ほ場整備事業については、豊共第2、幌内富里、1区下流、1区上流、幌内沢地区の5地区で整備工事を実施してまいります。また、次期採択をめざす上鹿沼第1地区は、本年度、計画樹立の手続きが2年目となり、採択に向けた調整を図るとともに上鹿沼第2、下鹿沼地区の計画樹立手続きを開始

してまいります。

#### (森林再生と林業振興)

次に、森林再生と林業振興について申し上げます。

被災森林の再生と林業振興につきましては、研究者に加え、北海道などの関係機関により構成された厚真町森林再生・林業復興会議での議論を踏まえた「厚真町被災森林の機能回復に向けた対応方針」に基づき、被災した森林の再生および林業の復興を推進してまいります。

特に路網については、林道災害復旧工事や林業専用道（規格相当）、森林作業道など現場の状況に対応した規格の道路を開設することで、森林再生と経済活動を両立させてまいります。森林再生には、従来の森づくりの技術だけでなく、被災状況に合わせた樹種選定や土づくりなども重要であると見込まれることから、有効な手法の検討・開発に取り組んでまいります。また、森林再生の過程において発生する被災木を資源として丁寧に活用していくことが、今後の林業・林産業の再建に大きく貢献すると考えられることから、製品化やバイオマス利用などにも取り組むとともに、造林推進対策事業などにより森林所有者の造林費用の負担を軽減することで、施業意欲の向上を図ってまいります。

#### (野生鳥獣対策)

次に、野生鳥獣対策について申し上げます。

エゾシカによる農業被害の対策として、引き続きくくりわなの活用や有害鳥獣駆除により捕獲頭数の増加を図るとともに、新たに特定地域における農業者とハンターとの共同事業や高周波音忌避装置の設置など、より積極的な駆除対策を試行してまいります。

ヒグマ対策については、野生鳥獣の生態系への配慮と限定的な個体駆除という制約のもと、厚真町熊防除隊と緊密に連携しながら、日常生活の安全確保に取り組んでまいります。

### (水産業の振興)

次に、水産業の振興について申し上げます。

厚真、鵠川沿岸漁業の代表的な魚種であるシシヤモ漁については、昨シーズンを含めて近年は往時と比較して著しい不漁が続いており、その他の魚種でも新型コロナウイルス感染症の影響により市場での取扱量、価格とも低調でありました。唯一、ホタテ漁が好調でありましたが、総じて鵠川漁協厚真支所組合員の漁業経営は、大変厳しい状況でありました。

本年度も引き続き、シシヤモふ化事業による資源確保やマツカワの種苗生産を支援し、資源管理型漁業を積極的に推進してまいります。ホタテの漁場造成あるいは現行海区での資源管理方法については、昨年秋の資源量調査の結果を踏まえた、厚真支所内での継続した議論が必要であると考えております。鵠川漁協全体としてもさまざまな議論があると伺っており、当面は、必要に応じて厚真支所との協議を重ねてまいりたいと思います。

鵠川漁協が行ったさけ定置網の更新事業に対する支援については、本年度もむかわ町と連携して継続してまいります。

### (商工業の振興)

次に商工業の振興について申し上げます。

近年の起業に向けた取組支援により、新会社の設立や新規事業への取組など、町内に根ざした商工業の裾野が広がりつつあります。この流れを途絶えさせることのないよう、引き続きスタートアップや経営基盤の強化に対する支援を継続していくとともに、ポストコロナ社会に合わせた新生活スタイルを視野にいれ、キャッシュレス決済やECサイトビジネス（電子商取引）など、地域の潜在力を掘り起こす新しい地域ビジネススタイルに挑戦できるような環境を整えてまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動自粛により打撃を受けた商業、とりわけ飲食業の顧客回復と経営改善を図るため、ワクチン接種効果が表れるまでの間、引き続き感染症拡大防止や新たな誘客努力を継続しつつ、再びまちの賑わいを取り戻すためにも、持続可能な経営体力の回復に向けて国や北海道と歩調を合わせ、町としても積極的な支援に取り組んでまいります。

### (企業誘致と雇用機会の確保)

次に企業誘致と雇用機会の確保について申し上げます。

コロナ禍やポストコロナ社会における働き方改革や都市住民の価値観の変化は、地方創生への追い風ともなります。地方における受け皿づくりは急を要します。既存事業者や新規起業家にとって、雇用の確保は工夫次第ですが、ハードルが下がっていると考えています。また、働き方改革に伴い、地方の大空間は、魅力的な資源となります。もともとダブルポートに近接する本町でありながら、訴求力は低く、近隣の知名度に依存していましたが、震災とコロナ禍にあって、再び本町の持つ優位性を発信していく機会が訪れ、関係人口という応援団によりさまざまなアプローチが可能となります。

あらためて、北海道をはじめ関係機関、関係事業者、関係人口との連携を密にし、起業家や企業ニーズに沿った遊休資産を整理し、発信に努めるとともに、多様な働き方を創出するテレワーク実践企業の誘致に向けて、ゲストハウスやサテライトオフィスに活用可能な地域資源を発掘し、町有サテライトオフィスを活かした体験を通して、本町の地理的優位性や自然環境をPRしてまいります。また、基幹産業である一次産業に関係の深い企業など幅広い業種の企業誘致に取り組んでまいります。

地方創生交付金事業として東京一極集中の是正や地方の担い手不足への対処を目的に、U I J ターンによる起業・就業者創出を図る「地方創生移住支援事業・マッチング支援事業」を北海道と共同実施し、雇用機会の拡大や雇用確保につなげてまいります。

### (観光・交流のまちづくりの推進)

次に観光・交流のまちづくりの推進について申し上げます。

コロナ禍にあって、北海道をはじめとして全国において、観光業は大変厳しい状況が続いていますが、白老町の「ウポポイ（民族共生象徴空間）」やむかわ町のむかわ竜など、胆振東部エリアはその潜在力を高めています。ポストコロナ社会を見据えて、厚真町観光協会とともにサーフィンやキャンプ、スポーツ合宿、フットパス、バーベキュー、ゲストハウスなど体験型、滞在型の観光資源の磨き上げや商品開発に努めてまいります。また、こぶしの湯

あつま周辺の低利用地へのバーベキューハウスの移築と公衆トイレの改築を行い、団体客の誘導を促進してまいります。

近年のキャンプブームやコロナ禍により自然体験型レジャーへの注目が高まったことで、大沼野営場の利用者が急増しています。利用者満足度の向上によるリピーターの確保や新規集客に向け、衛生環境の向上を図ってまいります。一方、令和5年度完成の幌内高丘林道復旧工事の進捗や幌内沢の復旧状況に合わせてありますが、幌内地区活性化計画で予定されている各施設の整備についても、その規模や年次計画を検討してまいります。特に、その中核施設ともいえる厚幌ダム堤体周辺の緑地公園やイチャルパ用四阿などの整備については、観光面からも重要な施設であると考えています。また、教育委員会の所管となりますが、埋蔵文化財収蔵展示施設についても、学術的なものですが、その展示物の希少性から観光資源としても貴重な施設であると考えています。

古民家移築再生について、本年度、古民家1棟をフォーラムビレッジに建設し、さらに震災前から寄付をいただいていた物件についても、移築準備を進めてまいります。いずれの物件も、本町の開拓の歴史が刻み込まれたものでありますので、厚真町の新しい歴史を拓いていく中で、新たな観光資源として象徴的活用を望んでいる関係者の期待に応えてまいります。

あつま田舎まつりをはじめとするさまざまなイベントの再開については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分配慮しながら、観光協会などの各関係機関や事業者と、町民の安全・安心を最優先にしながら慎重に相談してまいります。

## 快適に暮らせるあつまをめざして

(都市計画の推進)

次に、都市計画の推進について申し上げます。

本年度は、厚真、上厚真両市街地の整備方針となる立地適正化計画を策定します。計画策定にあたっては、住居区域や公共施設、商業施設などの生活

利便施設の配置など、市街地の用途区域を明らかにする将来像となることから、関係機関の議論はもとより、町民の皆さんからの意見も十分に反映してまいります。

表町ハートフルタウン地区については、安全な住環境が保たれるよう、通過交通量を軽減できるバイパス道路の新設について、関係機関と協議を進めてまいります。

#### (道路・河川の整備)

次に復旧工事を除く道路・河川の整備について申し上げます。

本年度は、新町フォーラム線が供用開始するほか、厚真川左岸道路や上厚真小学校通り線など繰越予算を含め8路線の整備を進め、あわせて、橋梁の長寿命化や道路の老朽化対策に取り組んでまいります。

河川については、崩壊した山間部からの土砂や倒木による河道閉塞に対応するため緊急的な浚渫や除木を進めるとともに、河道修正や護岸の補修などは氾濫危険箇所を解消し、防災・減災の取組をインフラの面からも強化してまいります。

北海道が管理する道道について、上幌内早来停車場線が幌内地区の舗装路盤工、厚真浜厚真停車場線は厚真インター交差点から上厚真方面の舗装路盤工、北進平取線は落石対策箇所の調査設計が予定されています。二級河川では、厚真川の二期改修として日高自動車道から上流に向けて完成断面による掘削や護岸整備などに着手し、入鹿別川では長沼川合流付近から上流の掘削と護岸整備が予定されています。いずれも本町にとって重要な路線や河川がありますので、整備の促進について関係機関一丸となって取り組んでまいります。

#### (公園・緑地の整備復旧)

次に、公園・緑地の整備復旧について申し上げます。

公園は、多くの町民が集う憩いと交流の場であり、安全・安心に利用できるよう適切な維持管理に努めるとともに、災害復旧のため中断している事業や再建の予定について、あらためて説明させていただきます。

観光振興の分野でも触れさせていただきました、幌内地区の環境整備に関して、緑地公園もしくは多目的広場、パークゴルフ場、ヘリポート、展望施設などの整備内容について、幌内活性化委員会と協議を再開し、災害復旧状況を考慮した町としての整備構想を明らかにしてまいります。

新町パークゴルフ場の代替施設については、厚真市街地周辺での再建を検討しており、次年度の整備着手をめざしてまいります。豊沢地区の百年記念公園は、国営かんがい排水事業厚幌導水路復旧工事完成後の整備着手となりますが、同地区の自然環境や環境保全林の活用とも連携した再整備を検討しており、まずは地域の皆さんと意見交換をさせていただきたいと考えています。

#### (地域公共交通の充実)

次に、地域公共交通の充実について申し上げます。

本年度、地域公共交通や地域フィダー網の再構築を図るため地域公共交通計画を改定します。

循環福祉バスについては、基幹バス路線をハブとする1次フィダー網を基本としていましたが、乗車率、利用者の動向に応じたより柔軟な運行形態への改編や市街化区域および周縁部における利便性の向上、タクシーの補完機能など地域公共交通活性化協議会において総合的に見直しを行ってまいります。福祉的な運行目的は基本としながらも、本年度は公共交通網としての顧客ニーズを捉えた運行形態を試行してまいります。「利用者が支える」「利用者の満足度」を意識した持続可能なフィダー網としての運行形態を検討するためにも、まずはA I配車システムを導入してまいります。また、近未来の自動走行車の導入に必要な研究機関との連携や使用料の改定、キャッシュレス決済サービスの検討も進めてまいります。

#### (再生可能エネルギーの有効活用)

次に、再生可能エネルギーの有効活用について申し上げます。

コンソーシアムとして取り組んできた厚真町エネルギー地産地消事業は、3年目を迎え、いよいよ町内公共施設3か所へ電力供給するための太陽光パ

ネルや蓄電池、木質バイオマス発電施設の設置に着手します。また、この取組をきっかけに企業版ふるさと納税の寄附を受けることとなったことから、町独自の事業として、当該事業計画で想定していなかった、他の公共施設へも太陽光発電をベースとした再生可能エネルギーの供給が可能となりました。こちらの事業も蓄電池を備えたものであり、災害時にそれぞれの施設に十分な電気を供給することが可能となります。また、北海道電力のネットワークが介在する中ではありますが、独自の電力供給網を構築することも想定しており、エネルギーマネジメントシステムの管理下において、不安定な再生可能エネルギー供給網の高効率化を図ってまいります。

また、町内では現在、北海道に賦存する再生可能エネルギーの中でも将来性を有望視されている風力発電所設置の可能性について、民間企業により環境アセスメントに基づく調査手続きが行われております。町といたしましては、専門機関や研究者のアドバイスをいただきながら、独自の意見交換を行ってまいります。

#### (ポスト情報社会の到来)

次にポスト情報社会に向けた地域情報化の推進について申し上げます。

災害に強いまちづくりや地方創生を推進する上で、情報通信基盤・通信網の強化は重要です。本年度は、町内の光回線未整備地区について、民設民営方式により光ファイバーの敷設を推進してまいります。光ファイバー網が整備されることにより、町内全域で高速大容量情報通信が可能になり、地方においても都市部と同様にICT、IoT技術が身近なものとなり、地域における諸課題解決に新たな道を開くこととなります。

超スマート社会（ソサイエティ5.0）は仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、高度な情報を人間中心の社会へ活用することで、地域格差を埋め、一人ひとりが快適に暮らせる社会をめざすものです。

当面はAIやIoTの利活用、特にローカル5Gを活用した行政サービス、防災に関する取組など、地域格差を埋め、快適に暮らせる地域社会をめざして、まずは情報アクセスのハンディキャップを取り除き、安全な大空間という地方の有為性を高めてまいります。

また、国のマイナポイント事業が延長されたことに伴い、手続きに必要なマイナンバーカードのマイキーID設定支援を引き続き進めるとともに、マイナンバーカードを活用して、民間事業者や町のポイントを集積できる厚真版自治体ポイントサービスやあつまるカードの高度利用を進めるため、現在調査検討を行っています。あわせて、徴税など公共料金で先行しているスマートフォン収納についても、住民票や公共施設の手数料、使用料収納にも応用してまいります。

#### (移住・定住の促進)

次に、移住・定住の促進について申し上げます。

ポストコロナ社会の変容により、地方での暮らしや働き方への注目が集まる中、ムーブメントとして「疎」の価値が見直され、地方のさまざまな潜在力を耕しなおす機会が訪れています。これらは、厚真町だけのものではなく、選択されるまちとして、一定の努力や町民の皆さんのご理解、ご協力が必要です。本年3月に策定作業が完了する第2期地方創生総合戦略の取組を着実に進め、ローカルで挑むチャレンジャーを育て、子育て世代を積極的に受け入れ、町民が参画し、町民とともに成長する地方創生総合戦略としてまいります。

その受け皿となる、遊休施設、空き家などを掘り起こし、改修や再建、新築を引き続き支援してまいります。また、首都圏などで行われる移住フェアやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）をはじめあらゆる機会や媒体を利用し、本町が進める住宅付きサテライトオフィスやワーケーション施設など、時代の要請に対応した取組やチャレンジを積極的に発信し、選択されるまち、挑戦したいまち、暮らしてみたいまちをめざしてまいります。

#### (建築・住宅)

次に、建築・住宅について申し上げます。

民間住宅については、引き続き、耐震化および省エネルギー化ならびに自家消費型再生可能エネルギー設備の設置を促進してまいります。

空き家等対策では、建物の適切な維持管理に関する情報提供や助言、利活

用の支援など、総合的な空き家対策を推進してまいります。特定空家については、周囲の環境保全を図るため、強い指導とともに除却を推進してまいります。また、市街化調整区域などを対象とした空き家等利活用資金制度の広報に努め、新規就農者向けの住宅確保など地域資源の活用を推進してまいります。

子育て支援住宅は上厚真地区に10戸を建設し、あわせて公営住宅長寿命化計画策定を通じて、目的別住宅の再編成を行ってまいります。また、移住・定住対策に資するため、引き続き、民間共同住宅の建設および改修に対し、費用の一部を助成してまいります。

#### (簡易水道・公共下水道)

次に、簡易水道・公共下水道について申し上げます。

簡易水道については、上厚真地区の道道改良工事に伴う老朽管布設替え、および利用が増加している大沼野営場への配水管布設を実施し、水道未普及解消事業については、幌里生活館周辺までの配水管布設工事を実施します。

また、配水管の耐震化を計画的に実施してまいります。本年度については豊沢、富野両地区で工事を実施してまいります。

公共下水道については、ストックマネジメントに基づく計画的な施設の更新を実施し、また、合併処理浄化槽の整備事業については、公共下水道整備区域外の生活雑排水処理をこれまで浄化槽市町村設置整備事業により推進してきましたが、現在の町域における水洗化率はようやく80%に達しました。今後も町民の皆さんのご理解とご協力をいただけるよう同事業のPR活動を展開し、浄化槽の設置促進を図ってまいります。

#### (交通安全・防災対策)

次に、交通安全対策について申し上げます。

昨年11月に、交通事故死ゼロ1000日を達成しました。引き続き、スピードダウンの励行、飲酒運転の撲滅など、関係機関・団体と協力して交通安全運動の普及啓発に積極的に取り組み、町内での交通事故死ゼロの継続に努めてまいります。

また、本年度も引き続き、高齢者の交通事故を防止するため、70歳以上の運転者を対象に、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車両の購入や後付装置を整備する費用の一部を支援してまいります。

防災対策については、昨年度、北海道胆振東部地震の災害検証結果をもとに厚真町地域防災計画の改訂、各種対応・運営マニュアルの見直し、作成を行いました。本年度は、防災、減災に対応するため、津波、洪水浸水区域、土砂災害警戒区域などを網羅した防災ハザードマップを新たに作成します。なお、専用のアプリケーションを利用し、パソコンやスマートフォンなどからウェブ上でハザードマップや、リアルタイムの災害情報、避難情報を確認できるようにしてまいります。

また、引き続き、全自治会における自主防災組織の設立と各地区の避難計画の策定を進め、互助・共助、公助による防災・減災体制の早期構築を推進するとともに、本年は、大規模災害を想定した総合防災訓練を関係機関と連携して実施し、地域防災力の向上に努めてまいります。

## みんなで支えるあつまをめざして

(住民自治の推進)

次に、住民自治の推進について申し上げます。

安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、自治会などの地域コミュニティ組織が、主体的に地域課題の解決に取り組むことが重要です。

今年度は、新たに持続可能な地域コミュニティの形成や地域の活力を再生するため、町民が主体的に行う地域課題の克服や地域共同活動を支援してまいります。

また、町民や関係団体と行政による協働のまちづくりを推進するためには、町民との丁寧な意見交換や行政の持つ情報をわかりやすく伝え、行政への関心や信頼を高め、良質なパートナーシップを築くことが不可欠です。今後も、「広報あつま」をはじめ、SNSなど各種媒体を活用し、迅速かつ丁寧な情

報提供に努めるとともに、町政懇談会やさまざまな形でのタウンミーティング、高度情報化やポストコロナ社会に相応しい情報交換の場を準備してまいります。

特に、本町が掲げるまちづくりの目標を町民や本町に関心を寄せていただける関係者・関係人口の皆さんと共有することが大切だと考えていますので、第4次総合計画後期計画や今後策定・改訂される各種計画などを、より閲覧しやすい形で迅速にお届けできるよう、電子ブック化し、ウェブ上で公開してまいります。

#### (行財政運営の健全化)

次に、行財政運営の健全化について申し上げます。

北海道胆振東部地震による災害復旧事業は、町施工のインフラに関しては本年度におおむね完了しますが、災害関連の宅地耐震化事業や被災森林再生事業などは、今後中長期の対策が必要となります。関係者の皆さんにとっては、日常生活の回復や生産基盤の再建にこれからも時間を要することとなります。被災者の心の傷が癒えるまで、さらに時間を要すると思いますが、それでも、本町は復興への歩みを進めていかなければならない時期を迎えています。

災害に強いまちづくりを最優先課題とし、同時に、新型コロナウイルス感染症対策、地域経済再生支援など急を要する多くの問題を解決しながら、復旧から復興への道筋を描くためにも、より積極的な政策展開が必要であり、迅速な財政出動が求められます。

災害復旧・復興事業、新型コロナウイルス感染症対策については、国・北海道の支援を最大限に活用し、負担が次世代の足かせとならないよう十分な配慮を心がけてまいります。歳入では、当面の間、震災やコロナ禍の影響などによる市町村民税、固定資産税の減少が見込まれ、地方交付税などの依存財源も災害による特殊財政需要額を除くと国家財政の厳しさから漸減すると推測しています。また、国道支出金においては災害関連事業の嵩上げ措置により地方負担の軽減が図られていますが、そもそも事業費が膨大であることから、地方財政措置を見込んではいないものの当面は、地方債残高の増加は

明らかです。

歳出では、災害復旧事業をはじめ、道営ほ場整備事業、統合簡易水道事業、国営かんがい排水事業、庁舎周辺公共施設の再編などの大型事業の償還が順次発生し、前述のとおり地方財政措置を見込みながらも公債費負担による主要財政指標の悪化は避けられないと想定しています。

行政のスリム化、効率化を図るとともに、職員の適正な人員管理を進めるため本年度中に厚真町行政改革大綱および職員適正配置計画を策定し、令和4年度からの10年間における行政改革の推進と職員の適正な管理および効率的な組織の在り方について明らかにしてまいります。また、町が直営で管理・運営している交流人口・関係人口の拡大を目的とした施設については、迅速で弾力的サービスの提供や競争力など施設のさらなる付加価値の向上をめざし、民間企業などへのアウトソーシングを進めてまいります。

デジタル庁を新設する国の方針を受け止め、本町においても行政サービスにおける双方向アクセスの改善や電子申請の導入、文書管理の電子化について検討を進めてまいります。

行政サービスの質の向上を図り、町民の信頼に応えるとともに、時代の要請に対応するためには、職員の資質向上が基本となります。現在実施している人事評価制度の精度を高め、適切な運用を図り、人材育成・能力開発の大きな柱にするとともに、職員個々の特性に合った研修計画の見直しと実施、職場内におけるOJTの遂行など職員の意識改革を進めてまいります。

#### (厚真町総合計画の推進)

次に、厚真町総合計画の推進について申し上げます。

本年度以後の第4次厚真町総合計画後期計画では、災害に強くしなやかで持続的なまちづくりをめざし、「厚真町復旧・復興計画 第3期」、「第2期厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」、「厚真町強靱化計画」を、総合計画を構成する内包計画として策定を行いました。

今後は、北海道胆振東部地震からの復旧・復興、地方創生の推進、ポストコロナ社会の変容、SDGs（持続可能な開発目標）理念の具現化、情報通信技術革命・ソサイエティ5.0の取り込み、支え合う協働のまちづくりな

ど、安全・安心を第一とした多様で進歩的なまちづくりを推進してまいります。

#### (庁舎等公共施設の改築計画)

次に、庁舎等公共施設の改築計画について申し上げます。

公共施設の維持、改修、統合などについては、公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の平準化や軽減に努めてまいります。特に、役場庁舎を含む周辺整備については、防災機能、高断熱・高气密、省エネルギー、多目的要素、旧庁舎の保全、被災地復興のランドマークとして求められるものも多いことから、研究者の意見も参考にしながら基本構想を早期に策定し、庁舎外機能および事業規模、建設位置などについて、町民の皆さんのご意見を伺う機会を設けてまいります。

#### (おわりに)

以上、令和3年度の町政執行に対する私の基本的な考え方と主な施策について、その概要を申しあげました。

いまだ収束が見通せない新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、世界を大きく揺るがしました。

我が国においても、首都圏一極集中のリスクが顕在化したことで分散型社会への期待が高まり、また、テレワークやリモートワークなど働き方改革や情報技術の革新的普及の推進により、これまで地方のハンディキャップとされていたことが安全・安心といった強みに変わるなど、パラダイムシフトとまではいきませんが、新たな価値観が台頭し、社会のかたちや生活様式が変わろうとしています。

私たちは、ポストコロナ社会を見据え、大都市のバックアップ機能を担い、田園回帰の受け皿として、そして都市住民の新たなふるさととして、積極的に地方が持つ「しなやかさや懐の深さ」を發揮し、都市と多様な形で関わりながら、イノベーションや新たな価値の創造に向けてチャレンジしていかなければなりません。

昨年9月の所信表明でも述べましたが、「強靱でしなやかなまち」「復旧か

ら復興への道」「育成と挑戦」という3つの視点を基本として、全職員が一丸となって、北海道胆振東部地震、新型コロナウイルス感染症と続いた災禍を乗り越え、厚真町の新たな時代を切り拓いてまいります。

結びに、町民の皆さまならびに町議会の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申しあげ、町政執行方針の説明といたします。